

防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令

改正 平成20年3月10日省訓第6号

令和5年5月31日省訓第50号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛省に勤務する一般職に属する職員（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条第2項に定める部局に勤務し、又は同項に定める職にある職員に限る。以下「一般職の職員」という。）に係る身分証明書に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 身分証明書に関する次に掲げる用語については、当該各号に定める定義に従うものとする。

- (1) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (2) 身分証明機能 一般職の職員たる身分及びその身分を保有する個人であることを認証する機能をいう。
- (3) マスキングカード 国家公務員等のICカード身分証明機能に関する共通仕様（2020年3月31日国家公務員のICカード身分証に関する府省連絡会議作成）に準拠したもので、個人番号カードに記載されている氏名及び顔写真以外の部分を保護するために覆うカードをいう。
- (4) カードケース 表面が透明かつ裏面が不透明であり、個人番号カード及びマスキングカードを重ねた状態で格納できるものをいう。
- (5) 身分証明書 個人番号カードに身分証明機能を付与し、マスキングカードと合わせてカードケースに格納したものをいう。

(身分証明書の発行)

第3条 大臣官房長は、一般職の職員に対し身分証明書を発行しなければならない。

2 大臣官房長は、一般職の職員の職務執行に際しては、身分証明書を携行させなければならない。ただし、大臣官房長が特に指定した場合は、この限りでない。

(身分証明書の発行要領等)

第4条 身分証明書を発行する場合には、一般職の職員から提供を受けた個人番号カードに身分証明機能を付与した後、直ちに個人番号カードを当該一般職の職員に返還するとともに、マスキングカード及びカードケースを貸与するものとする。この場合において、旧姓を使用する一般職の職員には、旧姓を使用した氏名を貼付したマスキングカードを貸与するものとする。なお、一般職の職員から提供を受けた個人番号カードに記載された個人番号を収集し、又は保管してはならない。

(身分証明書の有効期限)

第5条 身分証明書の有効期限は、身分証明機能を付与する個人番号カードの有効期限とする。

(身分証明書の再交付等)

第6条 身分証明書は、一般職の職員の氏名等の記載事項に変更があった場合又は前条に規定する有効期限が到来する場合には、個人番号カードに付与した身分証明機能の情報を更新し又は新規に交付しなければならない。

(臨時の身分証明書)

第7条 大臣官房長は、一般職の職員が個人番号カードの取得に時間を要する等のやむを得ない事由により身分証明書の発行ができないときは、当該一般職の職員に対し、人事教育局長が定める様式により、臨時の身分証明書を発行することができる。

(委任規定)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、大臣官房長又は人事教育局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日省訓第6号）（抄）
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年3月10日から施行する。
（身分証明書に関する経過措置）
- 2 この訓令の施行前の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項及び防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第2条の規定は、この訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項及び防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 1 この訓令の施行前の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項及び第2項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第2条並びに前項の規定に基づき発行された身分証明書の記載事項及びその証明並びに新規交付及び書替え交付については、この訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第4項及び第5項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第3条及び第4条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和5年5月31日省訓第50号）（抄）
（施行期日）

- 第1条 この訓令は、令和5年6月1日から施行する。
（防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）
- 第5条 この訓令による改正前の防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第2条の規定により発行された身分証明書（以下「旧一般職身分証明書」という。）は、当該旧一般職身分証明書の有効期限が到来する日又はこの訓令による改正後の防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第3条の規定により発行された身分証明書（以下「新一般職身分証明書」という。）が発行された日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。ただし、新一般職身分証明書の発行が可能となる日前に旧一般職身分証明書の有効期限が到来する場合には、なお従前の例により旧一般職身分証明書を新規に交付又は書替え交付を行うことができる。